

議案第 56 号

前橋市介護保険条例の改正について

令和元年 5 月 30 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市介護保険条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険条例（平成 12 年前橋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「2 万 9, 900 円」を「2 万 4, 300 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 万 4, 300 円」とあるのは、「3 万 7, 400 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 万 4, 300 円」とあるのは、「5 万 4, 200 円」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の前橋市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。